

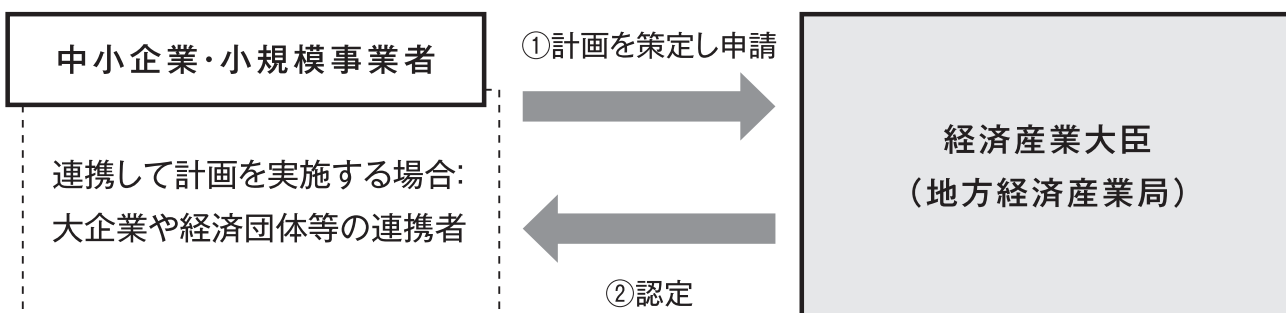
「事業継続力強化計画」 認定制度のご案内

近年、大規模な自然災害が全国各地で頻発しています。こうした自然災害は、個々の事業者の経営だけでなく、我が国のサプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。このため、中小企業庁は、中小企業の自然災害等に対する事前対策（防災・減災対策）を促進するため、第198回通常国会に「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（以下、中小企業強靱化法という）」を提出し、国会審議を経て、令和元年5月29日に成立、7月16日に施行されました。中小企業庁では、本法に基づき防災・減災に取り組む中小企業が「事業継続力強化計画」を簡易に策定することができるよう様々な支援策を準備しています。

「事業継続力強化計画」の認定制度とは

中小企業及び企業組合、協業組合、事業協同組合等が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制優遇や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。

「事業継続力強化計画」には、中小企業が単独で作成するものと、複数の中小企業が連携して作成する「連携事業継続力強化計画」があります。



認定を受けた事業者が受けられる支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援
- 防災・減災設備に対する税制措置
- 補助金（ものづくり補助金等）の加点措置
- 連携企業や地方自治体等からの支援措置
- 中小企業庁HPでの認定を受けた企業の公表
- 認定企業ロゴマークの活用（会社案内や名刺で認定のPRが可能）